



社会福祉法人ル・プリ
奨学生三次募集 案内

2019 年度

1 奨学金事業の創設について

本奨学金は、障害福祉、高齢者福祉、児童福祉等の分野での実践者を目指し、大学、短大、専門学校に就学している学生に対して、将来の実践の場を提供するとともに、在学期中の勉学環境を支援するために、当法人が運営をするものです。

貸与型奨学金ですが、当法人に就職し、各社会福祉事業の直接支援者として働くことを希望する学生を対象としています。また、当法人に就職し一定の期間働いた場合には、奨学金の返済が免除されます。

本奨学金の申請にあたり、学生個人が、上記の本奨学金の趣旨を理解していただいたうえで、直接法人に申請をしてください。

当法人の事業内容については、ホームページ（アドレス <http://le-pli.jp/>）をご覧ください。また、ご不明の点があれば、法人ホームページの「奨学金問い合わせ」をクリックして質問事項を入力してください。

2 学生の資格

四年制大学の学部生、短期大学の学生、専修学校（専門課程に限る。）の学生（いずれも通信制及び夜間制を除く）であること。

在籍学部の制限はありませんが、実践の場（職場）によっては、保育士資格の取得や児童指導員資格に定められる学科及び課程を修めて卒業する必要があります。希望する職場がそうした職場である場合には、履修科目等について十分検討してください。

3 奨学金額

(1) 奨学金 50,000円（月額）

(2) 入学金助成金 200,000円（入学年度の第1学年生に限る。）

※第1学年生の場合、年額80万円、第2学年生以上年額60万円

4 他の奨学金との併用

全ての貸与型奨学金、日本学生支援機構（JASSO）・地方自治体・公的機関からの給付型奨学金との併用は可

本奨学金と同様に、奨学金の貸与（給付）主体に奨学生が職員として勤務する（意思がある）ことを条件とする、他の奨学金との併用はできません。

5 募集概要

(1) 応募（受付）期間

2019年11月1日（金）～2019年11月29日（金）

(2) 募集人数 10名程度

6 応募方法

(1) 本案内から奨学金申請書をダウンロードし、必要事項と小論文（本人の将来への決意）を自筆で記入してください。記入にあたっては、9の注意事項に従ってください。

(2) 申請書、小論文のほか、次の書類を揃えて郵送してください。

ア 振込口座届け（届出書は、本案内からダウンロードして記入してください。）

イ 履歴書（書式は案内からダウンロードして記入してください。顔写真貼付のこと）

ウ 申請者本人の住民票1通（発行から6か月以内、マイナンバー記載なし）

エ 在学証明書（原本：学校所定の様式で可）1通

オ 直近の成績証明書（原本：学校所定の様式で可）1通

※第1学年在籍者については、卒業高等学校（専修学校高等課程を含む）長が作成する調査書（高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書＜原本＞）

(3) 書類の送付にあたっては、1通にすべての書類を入れてください。（郵送料は申請者負担です。）

8 申請書提出について

(1) 郵送先

〒241-0812 横浜市旭区金が谷550

社会福祉法人ル・プリ 法人本部 担当 桑折 宛て

(2) 締め切り

2019年11月29日（金曜）（11月29日消印有効）

9 申請書記入にあたっての注意事項

(1) 申請者欄

ア 住所、氏名欄には、住民登録地及び申請者本人の氏名を記入

イ 連絡先TELは、本人への連絡がつく固定電話番号あるいは携帯電話番号

ウ 在学学校名は、学校名のほか学部・学科名、学年まで記入

(2) 貸与希望期間

今回の申請をもって、卒業年度末までの申請を行うこととなりますので、申込者各自の就学先を最短で卒業する年度の3月までの期間を記入してください。

例1 2019年4月に四年制大学に入学した場合には、2023年3月まで

例2 2019年4月に短期大学第2学年に在学の場合、2020年3月まで

例3 2019年4月に専修学校（3年制）3学年に在学の場合、2020年3月まで

(3) 保証人

ア 申請者が、申請時に20歳未満の未成年である場合は、保証人欄は法定代理人（親権者又は未成年後見人）にあたる方の同意を得て、署名をしてもらってください。

イ 申請者が、成人である場合には、有職者であり独立して生計を維持している方の同意を得て、署名をしてもらってください。

(4) 小論文（将来への決意）について（重要）

就学先において、今後学びを深めていこうと考えている分野、あるいは現在在籍するゼミ等での研究テーマなどについて、その取り組み（調査や実習）の姿勢や活動過程についての説明のほか、当法人が実施する社会福祉事業（法人ホームページを参照）の中で、ご自身が実践の場として働こうと考えている職場（分野）について、その意気込みを含めて記載してください。

また、「2学生の資格」でも説明をしていますが、当法人内の事業所・施設のうち、保育所や児童福祉施設（養護施設や福祉型障害児施設）を希望する場合には、国家資格としての保育士資格や実際に働くにあたり必要となる資格（任用資格）として社会福祉士・精神保健福祉士資格、幼稚園、小・中学校、高等学校の教員免許所持など条件とされる場合がありますので、そうした受験資格等を得る課程を修める予定であるかどうかについても記載してください。

10 選考等について

- (1) 12月中旬までに書類選考を行い、一次の合否結果を通知します。
- (2) 一次選考合格の方については、合格通知のほか二次選考についての案内をお知らせします。
- (3) 二次選考の合否結果（最終結果）については、1月上旬を予定しています。

11 採用者の手続き

奨学生に決定した方は、法人所定の誓約書を提出していただきます。また、奨学金貸付契約書を法人との間で締結していただきます。

12 奨学生の義務

奨学生は以下の届出の義務を負います。

- (1) 居住先に変更があったとき
- (2) 休学、復学、留年、留学、転学等の異動があったとき
- (3) その他本人の身分及び保証人に変更があったとき
- (4) 各学年での成績通知

13 奨学金の打ち切りと返済

次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を打ち切るものとします。あわせて、すでに貸与された奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一括返済しなければなりません。

- (1) 就学先の大学等を退学した場合又は卒業が不可能となった場合
- (2) 心身の故障のため就学の見込みがなくなったと認められる場合
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められる場合（留年を含む）
- (4) 奨学生が、奨学金の貸与を自ら辞退した場合
- (5) 奨学生が上記にある義務を怠った場合
- (6) 虚偽の申請その他不正な手段をもって奨学金の支給を受けた場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みが無くなったと認められる場合

福) ル・プリ 奨学金事業 よくある質問

1 応募資格

Q1 卒業後は、社会福祉法人ル・プリが実施する社会福祉事業で働くことが要件ですか

A 応募については、当法人で実施する社会福祉事業に従事する意欲のある学生を対象としています。

Q2 進学した大学、短期大学、専門学校によって応募制限がありますか。

A 国内の大学、短期大学、専門学校であれば制限はありません。

Q3 入学した学部・学科によって応募の制限がありますか。

A 学部・学科の制限はありませんが、働きたいと考えている施設（例えば、保育園や障害児施設や児童養護施設など）によっては、保育士資格や児童指導員任用資格が必要となります。

Q4 専門学校の高等課程の学生は対象となりますか。

A 高等課程の学生は対象となりません

Q5 世帯収入による制限はありますか。

A 世帯収入の制限は設けていません。

Q6 大学院生は応募できますか。

A 大学院生は対象としていません。

Q7 海外からの留学生は応募できますか。

A 日本国内の大学等に就学し、当法人の事業に従事する意欲があれば、応募可能ですが、小論文等の内容等について、日本の学生同じ基準で審査します。

Q8 応募に学年の制限はありますか。

A それぞれの大学、短大、専門学校での学年の制限はありませんので、入学初年度の1年生から卒業を控えた最終学年の学生まで応募できます。

Q9 他の奨学金を受けていても応募できますか。

A おおむね他の奨学金（給付型及び貸与型）との併用は可能です。ただし、本奨学金と同様に奨学金事業実施主体への就職及び就職意向の意思表示を条件とする奨学金との併用はできません。

Q10 在学する大学等で授業料減免制度が適用されていますが併用できますか。

A 併用できます。

Q11 法人に就職するときに、資格が必要とされることがありますか。

A Q3においても説明をしていますが、保育園で働くためには、保育士資格が必要となります。また、児童福祉施設では保育士資格又は児童指導員として任用される資格が必要となります。

児童指導員として任用されるために必要な資格等の例

- ① 社会福祉士の資格を有する者
- ② 精神保健福祉士の資格を有する者
- ③ 大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ④ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

Q12 必要な資格が取得できなかった場合はどうなりますか。

A 働くうえで必要な資格が取得できない場合は、当該職場以外のところで働くこととなります。

Q13 どの程度の期間法人で働くと奨学金の返還が免除となるのですか。

A 奨学金の受給期間に相当する期間、働くことで免除となります。例えば四年制大学の第1学年から第4学年までであれば、4年間の就労期間、第3学年から第4学年であれば2年間の就労期間があれば免除となります。

2 選考について

Q1 面接はありますか

A 一次選考において書面審査を行い、二次選考で面接を行う予定としていません。

Q2 学力の基準はありますか。

A 一次選考において、小論文及び成績表等をもとに総合的審査を行うことと
しています。成績表について一律的な合否基準は設けていません。

3 採用後

Q1 奨学金はいつ支給になりますか

A 今年度の奨学金は、2020年1月に第1回目として2019年4月～2
020年1月の10か月分、2020年3月に2月～3月の2か月分を予
定しています。

Q2 奨学生となった場合の義務はどのようなものですか。

A 毎年度の成績証明書の提出と、留年、休学、停学、退学など学生の身分に
かわる件について報告をしていただきます。また、保証人等にも変更があ
った場合には同様に報告をしていただきます。

Q3 海外留学をする場合は打ち切りですか。

A 単位認定される交換留学生の場合は継続しますが、休学しての留学の場合
は停止となります。復学後、従前の就学を継続する場合には意思確認等を改
めて行ったうえで支給の再開を検討します。

Q4 病気やケガでやむなく休学をする場合には奨学金は打ち切りですか

A 診断書の提出をしていただき、そのうえで事情を考慮します。

Q5 奨学金を受給後に別な大学等に編入、転入した場合には奨学金は打ち切りですか

A 改めて再審査を行うこととします。

Q6 成績が落ちてしまった場合、奨学金の停止はありますか。

A そのことのみをもって打ち切りとはしませんが、成績不良の状態が改善しないようであれば、奨学金継続の可否について検討させていただきます。

Q7 留年してしまいました。奨学金はどうなりますか

A 進級できず留年となった場合は支給の打ち切りとなります。(支給分は返還となります。)